

社会福祉法人 心和会  
役員及び評議員の報酬支給基準並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この基準(規程)は、社会福祉法人 心和会(以下「この法人」という。)の定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義・区分等)

第2条 この基準(規程)の、用語の定義及び区分等については、以下に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう
- (2)理事は、常勤理事と非常勤理事とに区分する。又常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とする者をいい、非常勤理事とは常勤理事以外の者をいう
- (3)監事は、非常勤とする
- (4)評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいい、非常勤とする
- (5)報酬とは、社会福祉法第45条35第1項で定める会議報酬、給与、賞与、退職金手当、管理職手当、日当及び各種手当等のことをいい、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。但し、本文の(5)号でいう会議報酬とは、役員会、評議員会への会議出席報酬のことを指している
- (6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分する

(支給分類)

第3条 この法人の報酬等は、以下のように分類し支給するものとする。

- (1)常勤理事の報酬は、会議報酬と給与、賞与、退職金手当、管理職手当、日当、その他各種手当とに分類し、支給する
- (2)会議報酬は役員会、評議員会への出席者に出席都度支給する他、日当については、出張、研修等に参加した都度支給する
- (3)給与及び管理職手当は、常勤理事に対し、毎月21日に支給する
- (4)賞与、退職金手当は、常勤理事に対し、発生都度支給する
- (5)各種手当(住宅手当、家族手当等)は、常勤理事のうち該当する者に、毎月21日に支給する

(報酬の支給)

第4条 この法人は、役員に職務執行の対価として別表(支給額一覧表)に定めた算定の範囲内で、報酬を支給するものとする。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で別表（支給額一覧表）通り、会議報酬を支給する他、出張、研修等の発生時には日当も支給するものとする。

（支給額の算定方法）

第5条 常勤理事の報酬等の基礎となる額については、役職、在職年数等を考慮し算定するものとし、支給額の算定基準は、以下のように定めるものとする。

- (1) 役職在職期間、勤務年数、年齢等を勘案し、算定する
  - (2) 給与、賞与については、地方公共団体を参考に算定する（別添1 給与規程（職能給表）、別添2 賞与等支給基準）
  - (3) 退職金手当については、退職時の月額給与及び勤務年数に支給率を乗じて算定する独立行政法人福祉医療機構の「退職手当共済事業」他「青森県民間福祉事業職員共済制度」への加入状況に基づいて、算定する（別添3・4）
  - (4) 各種手当等については、同業者及び公共団体等を参考にした、給与規程により算定する（別添5 手当支給基準）
- 2 役員及び評議員に共通する、会議報酬及び日当についても、同業者及び民間事業者等を参考に平均的報酬額を定めるものとする。（別表 支給額一覧表）（別添6 旅費支給規程）

（会議報酬の額の決定）

- 第6条 この法人の全理事の会議報酬総額は、年間53万円以内とする。（うち理事長は、年額11万円を越えない範囲で、他常勤理事は、一人あたり年額6万円を越えない範囲、又非常勤理事は、一人あたり6万円を越えない範囲）（別表 支給額一覧表参照）
- 2 この法人の全監事の会議報酬総額は、年間22万円以内とする。（一人あたり年額11万円を越えない範囲）（別表 支給額一覧表参照）
- 3 この法人の全評議員の会議報酬総額は、年間45万円以内とする。（一人あたり年額5万円を越えない範囲、定款8条で定めている。）（別表 支給額一覧表参照）

（費用弁償）

第7条 この法人の役員及び評議員に対する職務の執行に当たっての費用については、弁償するものとし、役員会、評議員会の出席費用は、以下のように定めるものとする。

- (1) 青森市内居住者には、現物支給（タクシーチケット）する
  - (2) 市外の居住者には、実費相当額を支給する
- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。（別添5 手当支給基準）
- 3 役員及び評議員には、出張（研修等）に要する旅費（宿泊含む）を支給する。（別添6 旅費支給規程）

(支給形態・支給方法)

第8条 常勤理事の給与、管理職手当、退職金手当、各種手当等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むこととするが、会議報酬、賞与及び日当については、現金（通貨）支給するものとする。

2 非常勤役員及び評議員の会議報酬及び日当については、現金（通貨）支給するものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この基準（規程）をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この基準（規程）の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第11条 この基準（規程）の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この基準（規程）は、平成29年4月1日から施行する。